

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 水環境対策課	松尾 晴彦
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課(室)	地域環境課	
事業群名	③ 水環境の保全の推進	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額 828,937	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)								
海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の普及を促進するとともに、引き続き下水道施設等において高度処理対策に取り組みます。また、工場や事業場の排水については、継続的な監視を行います。		i) 下水道・浄化槽等の整備に対する支援 ii) 下水道施設の高度処理化の推進 iii) 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	進捗状況の分析	
	汚水処理人口普及率	目標値①	/	83.3%	83.9%	84.4%	85%	85.6% (R7)		【汚水処理人口普及率】 下水道、浄化槽等の整備に対する支援に取り組んだ結果、汚水処理人口普及率83.2%(令和3年度末)に増加しており、概ね順調である。今後も、下水道整備の未普及対策に必要な国交付金の確保に努めると共に、浄化槽整備を更に促し、汚水処理人口普及率の向上に取り組んでいく。
		実績値②	81.7% (R元)	83.2%	/	/	/	進捗状況		
	達成率②/①	/	99%	/	/	/	やや遅れ			
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	進捗状況の分析	
	水質汚濁に係る環境基準(海域COD※)の達成率	目標値①	/	86%	86%	86%	86%	86% (R7)		【水質汚濁に係る環境基準(海域COD)の達成率】 生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・未来環境条例に基づく工場・事業場に対する指導等により、県内76地点中58地点で環境基準を達成したが、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域である大村湾等の計18地点で環境基準を超過した。今後も引き続き、汚水処理施設の整備を促進するとともに、特に閉鎖性水域については、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して水質改善対策に取り組み、進捗を管理していく。
	※COD(化学的酸素要求量)の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標	実績値②	86%(H27~R元平均)	76%	/	/	/	進捗状況		
	達成率②/①	/	88%	/	/	/	遅れ			

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R2目標	R2実績		達成率
				R3実績					R3目標	R3実績		
R4計画	事業実施の根拠法令等			事業対象	R4目標							
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)									
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	浄化槽設置整備費	203,848	203,646	5,868	19市町の浄化槽設置整備事業に対して、県費補助を行った。	【活動指標】	6	9	150%	●事業の成果 ・県費補助や市町の上乗せ補助などの積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,459基が設置され、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・浄化槽の整備促進に取り組んだことにより、浄化槽に係る汚水処理人口普及率向上に寄与した。
				188,813	188,621	5,843		積極的な浄化槽整備を働きかけた市町数(市町)	8	9	112%	
				260,076	259,019	5,761		8				
			H3-	長崎県浄化槽設置整備事業補助金実施要綱				【成果指標】	14.8	14.8	100%	
水環境対策課	—	—	—	市町	浄化槽に係る汚水処理人口普及率(%)	15.0	15.2	101%				
								15.2				

取組項目 i	2	長崎県汚水処理総合交付金費	14,463	14,463	2,347	1市の農業集落排水事業に対して、県費補助を行った。	【活動指標】	—	1	—	●事業の成果 ・県費補助により事業を促進した結果、農業集落排水施設1箇所が完了し、公共用水域の水質保全と県民の生活環境の改善につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・本制度を活用して農業集落排水事業の整備を促進したことにより、汚水処理人口普及率の向上に寄与した。
			14,250	14,250	2,337		【成果指標】	82.8	82.5	99%	
		(R3終了)H21-R3					汚水処理人口普及率(%)	83.3	83.2	99%	
		水環境対策課	—	—	—		市町				
取組項目 ii	3	(企)大村湾南部流域下水道事業費(公共)	358,148	0	—	大村湾南部流域下水道事業については、下水道の普及が一定進んでいるため、水処理施設の高度処理化にウエイトを置いて事業を推進している。なお、事業の推進のためには、流域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けている。 令和3年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する工事を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、浄化センター内の重力濃縮機などの設備の更新や耐震診断の結果、対策が必要とされた一部の幹線管渠の耐震化を行う工事の進捗を図った。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・高度処理化工事や浄化センター内設備の更新工事、幹線管渠耐震化工事など、汚水処理施設の整備を図った。 なお、高度処理化工事については、6系列の水処理施設のうち、2系列目の工事を完了し、運転を開始した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高度処理化工事等を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与した。
			603,877	0	—		協議会等開催回数(回)	5	4	80%	
			927,264	0	—		【成果指標】	100	100	100%	
		下水道法					放流水質の遵守基準の達成率(%)	100	100	100%	
		H5-R12						100			
		水環境対策課	—	—	○		大村湾流域				
取組項目 iii	4	環境監視測定費(水質)	23,102	23,102	5,085	水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を行った。	【活動指標】	95	95	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、河川、海域の環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・公共用水域の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
			20,060	20,060	5,063		公共用水域水質測定計画に基づく水質検査地点数(地点)	95			
			23,867	23,867	4,992		【成果指標】	100	100	100%	
		S46-					環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	
		地域環境課	○	—	—		公共用水域	100			
取組項目 iii	5	工場監視指導費(水質)	1,355	1,355	2,738	特定施設、指定施設への立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等を確認した。排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査を実施した。	【活動指標】	1,189	1,292	108%	●事業の成果 ・特定施設等の確認、検査を実施することで、排水基準を超える汚水の河川等への流入を防ぐことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工場等の排水による水質汚濁を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
			1,937	1,937	2,726		R2.3:立入件数(件)	1,195	1,105	92%	
			2,828	2,828	2,688		R4-:排水基準確認率(%)	100			
		S46-					【成果指標】	100	98	98%	
		地域環境課	—	—	—		水質汚濁防止法特定施設等	排水基準の遵守率(%)	100	97	

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	下水道・浄化槽等の整備に対する支援	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による収入減などにより個人の浄化槽設置基数は減少傾向にあるため、設置促進対策を市町と共に検討する必要がある。(R2要望2,025基⇒実績1,498基、R3要望1,929基⇒実績1,459基)</li> <li>・し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り槽から浄化槽への転換を促進する必要がある。</li> <li>・汚水処理総合交付金は、対象となる事業の新規着手が見込まれないことから、令和3年度をもって廃止とした。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に対して上乗せ補助の創設や拡充を要請し、個人負担を軽減させることで、浄化槽設置基数の増加を促す。</li> <li>・くみ取り槽から浄化槽への転換について、くみ取り槽撤去や宅内配管工事に対する県費補助を拡充する。</li> </ul>
ii	下水道施設の高度処理化の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大村湾流域での下水道等の普及は一定進んでいるため、高度処理化に重点化を図り事業を推進している。国からの交付金を確保し、引き続き、事業の進捗を図る必要がある。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金の確保について、引き続き要望等を行っていく。</li> </ul>

iii 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全

●実績の検証及び解決すべき課題

・水質汚濁防止法に基づき、県下の47水域95地点で水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、令和3年度は河川では全地点で環境基準を達成したが、海域においては18地点で環境基準を超過した。降雨等の影響も考えられるため長期的な水質監視、各機関における着実な水質改善対策実施が必要である。  
 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、250件中7件の違反があり改善指導を行った。高い基準遵守率を維持するためには継続した状況の確認及び基準超過時に適切に指導を行うことが必要である。

●課題解決に向けた方向性

・汚水処理施設の計画的な普及拡大や、閉鎖性水域等における各種計画に掲げる取組を行うとともに、継続した水質の監視を行う。  
 ・工場・事業場における排水基準超過事案が確認されており、公共用水域の水質汚濁を未然に防ぐためにも監視指導を継続する。

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	浄化槽設置整備費	・単独処理浄化槽から浄化槽への転換について国同等の制度となるように拡充を行った。公共浄化槽(旧:市町村設置型浄化槽)について県補助の期限の延長を行った。	⑤	・汚水処理人口普及率の低い市町を訪問し、個人設置型浄化槽に対する市町単独費による上乗せ補助の創設・拡充や住民に対する設置補助の周知を十分に実施するよう働きかける。 ・くみ取り槽から浄化槽への転換について国と同等の制度となるよう県費補助の拡充を行い、汚水処理人口普及率の向上を図る。	拡充
			H3-				
			水環境対策課				
取組項目 iii	○	4	環境監視測定費(水質)	—	—	・水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域の水質の測定に関する計画を定め、水質汚濁の状況を常時監視することが義務付けられており、今後も計画的な水質監視を行う。	現状維持
			S46-				
			地域環境課				
取組項目 iii	○	5	工場監視指導費(水質)	・立入検査を行う県立保健所における新型コロナウイルス対応に伴う業務逼迫等を考慮し、令和4年度から活動指標を「排水基準確認率」へ変更した。	—	・立入検査ができない場合は、FAX等で自主検査結果の確認を行い、排水基準が適用されている全ての工場・事業場について排水基準適合状況を確認していく。なお、排水基準を超過している工場・事業場については、立入検査を行い、指導・助言を行っていく。	現状維持
			S46-				
			地域環境課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点